

質疑回答

質問内容

非難誘導灯は更新の対象か

回答

対象は仕様書及び図面で示す既設照明器具及び案内板であり誘導灯は対象外です。

質問内容

公告に記載されている入札参加資格要件には、類似工事の実績が必要という記載はありませんが、入札参加資格審査申請書において、類似工事の実績を記載するようになっていました。本案件では、類似工事の実績の有無は、入札参加資格の要件になるのでしょうか？

回答

入札参加資格要件は仕様書で示すとおりです。類似工事实績の有無は参加要件になりません。

質問内容

公告分の（7）特記事項に「部分払なし」と記載がございますが、前払金は約款通り40%の認識でよろしいでしょうか。
また、工期延期や追加等により金額変更となった場合も部分払(中間金)なしは変わらない認識でよろしいでしょうか。

回答

前払金は公共工事の前払金保証の加入により約款どおり請求できます。また、部分払いについてはお見込みのとおりです。

質問内容

工事仕様書P3 11対象照明器具について

・「既設照明器具を対象とする」との記載がありますが、図面E-18・E-19・E-46・E-47・E-48に記載されている全ての照明器具を対象としているという認識で相違ないでしょうか。もし、その他の範囲も対象に含まれる場合は、あわせてご回答いただきたいです。

・また、「新設案内板(トイレ・自動販売機)も工事対象」との記載がありますが、どの図面を参照すればいいのかご教示ください。

回答

E18・E19は全て対象となり、E46～E48の非常用照明及び誘導用、外灯は対象外となります。

また、案内板の図面に記載はありませんが、仕様は誘導灯タイプを3台と考えており、詳細は契約後、協議の上決定するものとします。